

別紙

訪問介護サービス費

※要介護1から5のいずれかの介護認定された方)

身体介護が中心の場合

| | |
|---------------|-------|
| 20分未満 | 163単位 |
| 30分未満の場合 | 244単位 |
| 30分以上1時間未満 | 387単位 |
| 1時間以上1時間30分未満 | 567単位 |

以降、30分増すごとに567単位に82単位を加算します。

生活援助が中心の場合

| | |
|------------|-------|
| 20分以上45分未満 | 179単位 |
| 45分以上の場合 | 220単位 |

身体介護に引き続き生活援助、20分以上65単位、最高195単位まで

※ 地域区分による単位数単価（1単位＝10.21円）を乗じた費用総額の1割又は2割とします。

加算

- 1) 午後6時から午後10時及び午前6時から午前8時 所定点数に25%加算
- 2) 午後10時から午前6時 所定点数に50%加算
- 3) 新規に訪問介護計画作成した場合は、初回加算200単位
- 4) 緊急時に訪問介護を行なった場合は、緊急時訪問介護加算1回100単位
- 5) 特定事業所(Ⅱ)加算としてご利用料に10%加算
- 6) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 24.5%加算

交通費 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行なう訪問介護などに要した交通費は、その実費を徴収します。ただし、実地地域を越えた時点から路程1キロメートルあたり20円を実費として徴収します。

その他の料金

介護保険の適応を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印をしていただきます。